

令和元年 10月

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、「保医発0930第6号」により、下記項目につき検体検査実施料が令和元年10月1日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。  
取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

\*\*\*\*\* 記 \*\*\*\*\*

### ■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
FGF23	788点*	生化I 144点	「D007」 血液化学検査の 「61」及び「62」	FGF23は、CLEIA法により、FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「61」1、25-ジヒドロキシビタミンD <sub>3</sub> の所定点数と「62」25-ヒドロキシビタミンDの所定点数を合算した点数を準用して算定する。 ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に1回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に1回を限度として算定する。

※以下を合算して算定できる

[D007-61] 1, 25-ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub> 388点  
[D007-62] 25-ヒドロキシビタミンD 400点

以上